

| 令和2年東郷町教育委員会7月定例会 | |
|-------------------------|--|
| 日時 | 令和2年7月17日(金) 午後1時30分 開会 午後2時21分 閉会 |
| 場所 | 東郷町役場 2階第4会議室 |
| 出席委員 | 教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良 |
| 欠席委員 | 委 員 近藤 万友美 |
| 説明のため に出席した 職員の氏名 | 教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨 学校教育課長 荻野 直樹 生涯学習課長 坂野 丈就 給食センター所長 大原 貴浩 |
| 会議録作成職員 | 学校教育課長 荻野 直樹 |
| 会議録署名委員 | 中根教育長 石田委員 |
| 教育長の報告 | 校長への指導事項等について |
| 報告事項 | (1) 7月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課) (4) 令和元年度スポーツ協会各部事業報告(生涯学習課) |
| 議題 | 議案第27号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について (学校教育課) 議案第28号 令和3年度使用小学校教科用図書の採択について (学校教育課) 議案第29号 東郷町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課) 議案第30号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について(学校教育課) 議案第31号 令和2年度及び令和3年度給食用物資納入業者の承認について (給食センター) 専承第12号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について(生涯学習課) |
| 傍聴者 | なし |

| | |
|-----|---|
| 部長 | <p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 7 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p> |
| 教育長 | <p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>全員異議なし</p> |
| 教育長 | <p>異議なしとのことですので、7 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p> |
| 教育長 | <p>7 月 9 日（木）に行われました 7 月校長会の報告です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関係ですが先月の 6 月 10 日の校長会以降県内では 18 人の感染が確認されております。</p> <p>先月末には、みよし市での感染者も確認され、まだまだ気が抜けない状況であることには変わりはありません。</p> <p>学校では色々な工夫により感染リスク避けるための、登下校、授業、給食、消毒等対応していただいているので、そのお礼を伝えました。</p> <p>「学校の新しい生活様式」の行動基準をできる限りに守りながら、子供たちや先生方が安全に学校生活を送れるよう配慮するよう依頼しました。</p> <p>不祥事防止関係では、窃盗、万引きなど不適切な行動をとってしまう事例が見られることから、先生方に適切な指導をするよう依頼しました。</p> <p>児童生徒関係の事故、事件については、体育のハードルの授業で膝関節の脱臼という事故がありました。準備運動だけは、しっかり実施するよう指導しました。</p> <p>文部科学省、県の動きでは児童虐待、DV など全国で色々な事件が起こっているため、日頃から子どもたちの様子をよく観察するよう依頼しました。</p> <p>防災関係では、九州地方で豪雨災害が発生し、多くの犠牲者がでました。</p> <p>この地方でもゲリラ豪雨等心配されるので、子どもたちには道路の冠水の際は水路と歩道の区別がつかず流されてしまうこともあるので、水路や水たまり、ため池、崖など危険な場所には近づかないよう指導をお願いしました。</p> <p>また、強風に伴い校内に飛んでしまう物はないか点検するよう指導しました。</p> <p>依頼事項では、子どもたちの観察を常にしてもらっているが、在校時間の長い先生や問題を持つ児童生徒を担当している先生方には観察、面談等の配慮をお願いしました。</p> <p>その他では、数校で感染症胃腸炎での出席停止の報告を受けているので、コロナと同様学校生活の中で手洗いの徹底を依頼しました。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>次に、7月6日（月）に行われました愛日地方教育事務協議会の報告です。</p> <p>教育事務所から臨時休業が明けてから、色々不便をかけているがその対応に感謝しているとのこと。また、不祥事根絶の願いもありました。</p> <p>連絡事項では、交通事故、教室内での事故の報告、令和3年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況の報告、校長任用、教頭任用試験に各校の校長は指導、準備、協力等バックアップを万全にお願いしたいとのことでした。</p> <p>以上で教育長の報告を終わります。</p> |
| 教育長 | <p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>学校が冠水したことはありますか。</p> |
| 教育長 | <p>学校が冠水したことはありませんが、通学路の一部が冠水したことがあります。</p> |
| 委員 | <p>通学路の冠水情報を学校は把握していますか。</p> |
| 教育長 | <p>安全安心課で詳細な情報を把握しているため、情報共有します。</p> |
| 教育長 | <p>ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 参事 | <p>子どもたちは、感染症防止策として決められたことをきちんと実践し、ここまでよく我慢して学校生活を送ってきました。が、1か月が経過した頃から一人一人あるいは集団において、課題が見られるようになったのも現状です。学校は家庭と連携し、また必要に応じてスクールソーシャルワーカーも活用しながら、早めの対応に努めています。</p> <p>学校では、授業のほか、避難訓練や携帯安全教室、進路説明会など、待つてはいられない、やらなければならないことは、感染症防止策を施した上で進めています。また、集会活動や役員の任命、表彰などは学校全体での集合を避け、一斉放送で行うなどの工夫をしています。2学期以降に変更した野外活動や修学旅行の説明会も、細心の注意を払っての開催となります。</p> <p>小学校の運動会、中学校の体育大会はすべて2学期の実施となりました。しかしながら、授業時間の確保という視点もあり、練習にあまり時間をかけずに進める必要があります。そこで小学校では土曜開催から平日開催に変更したり、土曜開催でも午前中みの開催としたり、また、中学校では内容を簡素化したりと、各校の実情に応じた方法で取り組む予定です。</p> <p>教職員の6月の在校時間については、80時間超が28名でした。これは昨年度の同月に比べ11名、全体の5%減となりました。学校が本格的に再開したばかりで心配をしていましたが、4・5月中に授業の準備ができたことと、6月に行事がなかったことが大きな要因だと推察します。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの今年度の重点課題として、学校のスクールカウンセラーとの連携を掲げています。学校再開前から感染防止策を講じてスクールカウンセラーと会議をもつなど、積極的に活動を進めています。学校再開後は、不安を感じながら登校する子どもや保護者に対して、協力体制のもと心</p> |

| | |
|--------|---|
| | のケアに努めてきました。今年度も、夏休み前後の電話相談を行う予定です。 |
| 学校教育課長 | (2) 後援名義の使用許可について 資料1ページをご覧ください。 令和2年5月20日から令和2年7月10日までに申請がありました案件は1件で昨年4月に申請があった内容と同様の内容でした。 |
| 学校教育課長 | (3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料2ページをご覧ください。 令和2年6月20日から令和2年7月10日までに認定した件数については、11件増え、1件の取消があり、現在の認定者は186件、内訳は、要保護5件、準要保護181件でした。 今回認定した11件について、学校に配布した制度周知のチラシを見て、窓口相談に見えた方が全てでした。なお、認定の要因としては、新型コロナウイルス感染症に伴う収入減の影響が7件、所得が少ない家庭が4件でした。 また、学年ですが、小学校の1年生が3件、2年生1件、3年生3件、4年生1件、6年生1件、中学校が1年生2件です。 取消は、転出によるもので6年生でした。 |
| 生涯学習課長 | (4) 令和元年度スポーツ協会各部事業報告 東郷町体育協会の実施事業は「東郷町教育委員会の後援等名義使用に関する内規に関する取扱い要領」に基づき、教育委員会で前年度の事業報告をすることとなっておりますので、令和元年度の事業報告をさせていただくものです。 例年は、4月にスポーツ協会の総会を行われ、その後、直近の教育委員会にて事業報告をさせていただいておりますが、今年はコロナの影響で会議を書面にて行い、各部からの報告を待ってまとめた結果、遅くなりましたがこのタイミングでの事業報告となりました。 野球部を始め16部が58事業、延べ約6,400人のスポーツ愛好家が、各種スポーツ事業に参加し、楽しんでいただきました、以上、ご報告とさせていただきます。 |
| 教育長 | ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 後援名義の使用許可について、新型コロナウイルスの対策は、十分にとられていると判断して専決処分をしたのですか。 |
| 学校教育課長 | 国が示した「新しい生活様式」の基準を満たしていると判断し、専決処分をしました。 |
| 教育長 | ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第27号 令和3年度使用中学校教科用図書採択について、事務局の説明をお願いします。 |

参事

説明させていただきます。7ページをご覧ください。

議案第27号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、別紙のとおり提案するものとします。

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、採択するため必要があるからです。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律については、資料8ページをご覧ください。

はじめに、教科用図書の採択に係る全体概要を説明します。一部、第28号議案の内容であります、小学校の教科用図書についても触れさせていただきますので、ご了承ください。

資料9ページの「愛知県令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準」をご覧ください。これは、愛知県教育委員会が示す教科用図書の採択基準ですが、基本的な方針として、1に示されたとおり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施することとなっています。

また、3・4・5に示されたように、採択地区協議会を設けて慎重かつ公正に、綿密な調査研究に基づき、種目ごとに一種選択することとなっています。

次に、「採択にあたって準拠すべき事項」として、2に示されたように、中学校につきましても、市町村教育委員会は、教科書見本を十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択することとなっています。これは、新学習指導要領の全面実施に伴うものです。

一方、1に示されたように、小学校につきましても、市町村教育委員会は、種目ごとに令和2年度使用教科書と同一のものを採択することとなっております。

なお、3以下については、特別支援学校、県立、私立学校に関することですので省略します。

続いて、東郷町が属する尾張東部教科用図書採択地区協議会の採択事務に関する経過報告を行います。

3月17日に、各市町の教育長が協議会委員と研究員を推薦することとなりました。

以後、4月22日、5月15日、5月29日に協議会と研究員打合せ会が開催されました。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、5月15日は紙面を通じた打合せ、5月29日は2部制、会場分散での開催とそれぞれなっております。この間、中学校の各教科の調査研究が行われました。

そして、7月7日に、結果が尾張東部教科用図書採択地区協議会に報告され協議の結果、音楽の器楽以外は「採択替えなし」、音楽の「器楽」は「教育出版」が選定されました。

また、小学校の各教科は、先ほど説明しましたように、引き続き同じものを採択することとなりました。後ほど提案しますので、ご承知おきください。

資料12ページ、教科用図書の採択案一覧をご覧ください。

中学校につきましても、音楽の器楽以外は現在使用している教科用図書を、

| | |
|-----|---|
| | <p>音楽の「器楽」は令和3年度から「教育出版」のものを使用することを提案いたします。</p> <p>中学校の各教科について、ご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第27号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 選定にあたって、どのような観点で調査研究が行われましたか。 |
| 参事 | <p>研究員は、共通の観点を持って調査研究にあたっています。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた内容か。 ② 愛知の教育の基本理念に即しているか。 ③ 生徒の発達段階を考慮し、分量や内容が適切に選択されているか。 ④ 生徒が深く考えることができ、多面的・多角的な見方や考え方ができるようになっているか。 ⑤ 印刷の鮮やかさ、文字の大きさや色彩はよいか。丈夫であるか。 <p>などです。</p> |
| 教育長 | ほかに質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 尾張東部採択地区協議会の構成員はどのような人ですか。再確認させてください。 |
| 参事 | <p>協議会委員は、愛日の各市町から、教育委員会代表、校長代表、教諭代表の3名ずつです。そこに2名のPTA代表が加わり、総勢35名です。</p> <p>一方、研究員につきましては、中学校の各教科で、校長または教頭1名が研究部長、教諭6名が研究員として組織されています。</p> <p>これらの人材は、愛日地区の各市町から、発行社と利害関係のない人材をバランスよく選出しています。</p> |
| 教育長 | ほかに質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 音楽の「器楽」の教科書が教育出版に替わるということですが、その決め手のようなものはありますか。 |
| 参事 | <p>教育出版、教育芸術社ともに、写真やイラストを豊富に使い、視覚的に分かりやすい構成となっています。また、奏者からのメッセージやアドバイスを掲載し、興味関心を高める工夫をしています。</p> <p>その中であって、教育出版社は、各楽器で使用されている演奏写真が、演奏者から見た目線でのアングルで撮られているものが多く、生徒が写真と自分を見比べながら学習しやすくなっているのが特徴です。また、ギターのコード表は、実際の人間の手の写真となっており、微妙な指の曲げ方等が大変分かりやすくなっている点が優れていると言えます。</p> |
| 教育長 | ほかに質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 音楽の「一般」の教科書は、採択替えをせずに教育芸術社のものを採択することになりますが、理由を教えてください。 |
| 参事 | アプローチこそ違いますが、教育出版、教育芸術社ともに新学習指導要領の |

| | |
|-----|--|
| | <p>趣旨を生かした構成となっています。そんな中、教育芸術社には教育出版には見られない工夫が3点ございます。</p> <p>1つめは、歌唱の準備として「My Voice!」において、姿勢や発声のポイントだけでなく、声帯や鼻腔の図を示し、発声の仕組みについても知識として丁寧に記載されている点。2つめは、「My Melody」として旋律づくりを、「Let's Create!」としてリズムづくりをそれぞれ取り上げ、創作手順を丁寧に示し、抵抗感なく取り組めるようにしている点。3つめは、随所にQRコードが記載されており、タブレット端末があればその場ですぐに生徒が資料を閲覧することができ、主体的に学べるようにしている点です。</p> |
| 教育長 | ほかに質問がありましたらお願いします。 |
| 委員 | これまでの使用実績を踏まえつつ、今回の採択での調査研究からすれば、採択協議会の案は適切だと思います。 |
| 教育長 | <p>ほかに質問もないようですので、議案第27号 令和3年度使用中学校教科用図書について採決に入ります。</p> <p>議案第27号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、議案第27号 令和3年度使用中学校教科用図書については原案のとおり可決します。</p> <p>したがって、資料12ページにありますとおり「令和3年度使用中学校教科用図書」を採択することとします。</p> <p>次に、議案第28号 令和3年度使用小学校における教科用図書の採択について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 参事 | <p>資料13ページをご覧ください。</p> <p>議案第28号 令和3年度使用小学校教科用図書の採択について、別紙のとおり提案するものとします。</p> <p>この案を提出するのは、先程の中学校教科用図書の採択同様、小学校教科用図書についても採択するため必要があるからです。</p> <p>資料15ページをご覧ください。先ほど申しましたように、小学校の教科用図書につきまして、現在使用している教科用図書を引き続き使用することをご提案申し上げます。</p> <p>ご審議賜りますようお願いいたします。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第28号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 現在使用している教科書で、何か不都合などはありませんか。 |
| 参事 | 前回採択されてから1年が経過しましたが、不都合はないと認識しています。 |
| 教育長 | ほかに質問・意見がありましたらお願いします。 |
| 委員 | 不都合はないという、1年間の使用実績を踏まえれば、採択協議会の案は適切だと思います。 |
| 教育長 | 他に質問もないようですので議案第28号 令和3年度使用小学校教科用図書について採決に入ります。 |

| | |
|--------|---|
| | 議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、議案第28号については原案のとおり可決します。</p> <p>したがいまして、資料15ページにありますとおり「令和3年度使用小学校教科用図書」を採択することとします。</p> <p>次に、議案第29号 東郷町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 学校教育課長 | <p>資料16ページをご覧ください。</p> <p>東郷町いじめ問題対策連絡協議会委員を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>委嘱する者は、愛知県中央児童・障害者相談センターの入福莉彩氏を始めとして表のとおり8名です。</p> <p>発令日付は、令和2年7月17日、任期は、令和2年7月17日から令和3年3月31日までです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、東郷町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第4条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するため必要があるからです。</p> <p>東郷町いじめ問題対策連絡協議会は、「いじめ防止対策推進法」に基づき設置する機関で、今年度の委員を委嘱するものです。</p> <p>この協議会では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものです。</p> <p>今回の委員の委嘱は、役職の人事異動などに伴い人の交代となります。</p> <p>新たに委嘱する委員は、入福氏、山田氏、名倉氏、高林氏及び中根教育長の5名です。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第29号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | <p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第29号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、議案第29号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第30号 東郷町教育委員会評価委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 学校教育課長 | <p>資料17ページをご覧ください。</p> <p>東郷町教育委員会評価委員を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>委嘱する者は、杉浦慶一郎氏と半田清春氏です。</p> <p>発令日付は、令和2年7月17日、任期は、令和2年7月17日から令和2年12月31日までです。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会の点検及び評価に関する要綱第3条の規定に基づき、教育委員会が委嘱するために必要があるからです。</p> <p>評価委員の委嘱については、東郷町教育委員会の点検及び評価に関する要綱により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により実施する東郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>し、毎年、前年度の活動を点検及び評価するもので、委員は、学識経験を有する者の知見の活用を図るために2名以内で委嘱するものです。</p> <p>前任の任期満了に伴い、今回2名とも新たに委嘱する方となっています。</p> <p>杉浦氏は、元県立高校の教員で、愛知県教育センターの所長も歴任され、現在は、愛知教育大学の理事、副学長です。</p> <p>半田氏は、現在、生涯学習課の所管する社会教育委員で、生涯学習の部門での委員などの経験が豊富な方です。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第30号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 質問・意見なし |
| 教育長 | <p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第30号を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、議案第30号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第31号 令和2年度及び令和3年度給食用物資納入業者の承認について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 給食センター長 | <p>資料18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度及び令和3年度給食用物資納入業者を下記のとおり東郷町給食センター運営委員会で登録業者として選定したことについて、承認するものです。</p> <p>登録業者は19ページから21ページの42業社で、登録期間は令和2年7月10日から令和4年8月31日までです。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町給食センター設置条例施行規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を得るため必要があるからです。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、議案第31号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 地産地消を進めていると思いますが、東郷町の業者が少ないのはなぜですか。 |
| 給食センター長 | 直接農家からの買取ではなく、農協を通して購入するためです。 |
| 教育長 | <p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | <p>全員賛成ですので、議案第31号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、専承第12号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 生涯学習課長 | <p>資料22ページをご覧ください。</p> <p>東郷町図書館協議会委員の委嘱について、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づきまして専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告し、これについて承認を求めますのでございます。</p> <p>委嘱する方は、1名で、小中学校PTA連絡協議会会長の高林龍彦氏です。</p> <p>発令日は、令和2年7月1日、任期は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までです。</p> <p>なお、この案を提出するのは、教育委員会の承認を求める必要があるからで</p> |

| | |
|--------|--|
| | す。 |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、専承第12号について審議をお願いします。 |
| 委員 | 東郷町いじめ問題対策連絡協議会の委員と同一の方ですか。 |
| 生涯学習課長 | そのとおりです。 |
| 教育長 | ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 専承第12号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委員 | 挙手全員 |
| 教育長 | 全員賛成ですので、専承第12号については承認します。 7月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。 |